

議事録

審議会等名称 令和4年度第2回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会
開催日時 令和5年3月17日(金) 10:00~11:30
開催場所 Web会議システムによる開催(事務局:新庁舎12階県土整備局大会議室)
出席者 ◎荒木 一郎 横浜国立大学大学院国際社会学府・研究院教授
(委員長◎) 石田 晴美 文教大学経営学部教授
(委員長職務 ○大原 一興 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(建築)教授
代理者○) 勝地 弘 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(都市基盤)教授
村瀬 景子 弁護士

議事

- 1 抽出事案の審議
- 2 入札・契約手続きの運用状況等について(報告)
- 3 その他(報告)

審議経過

- 1 抽出事案の審議

荒木委員長

抽出当番委員より結果のご報告をお願いする。

勝地委員

一般委託の条件付き一般競争入札で健康医療局の案件「高速液体クロマトグラフ/タンデム四重極型質量分析装置(LC/MS/MS)ほか6件に係る保守管理業務委託」「液体クロマトグラフ質量分析計ほか18件に係る保守管理業務委託」「高速液体クロマトグラフシステム(HPLC)ほか3件に係る保守管理業務委託」については、いずれも似た案件で保守管理業務委託であるが、一者応札で落札率が100%と高いということで、その業務内容と入札の実施状況について伺いたい。

工事の条件付き一般競争入札で企業庁の案件「鎌倉市上町屋794番地付近配水管改良工事」については、契約金額が1億円超と大きく、一者応札で落札率が99.6%と高いため、工事内容と合わせて入札の実施状況について伺いたい。

村瀬委員

一般委託の随意契約で国際文化観光局の案件「鉄道を活用した周遊観光促進事業業務委託料」については、実施には至らなかったと聞いているが、契約自体は行われたようなのでお聞きしたい。プロポーザル方式により執行しているがその理由と業務内容、業務実施要件、評価基準等について伺いたい。

工事の指名競争入札で企業局の案件「相模原市緑区根小屋1230番地付近配水管改良工事」については、前述の勝地委員抽出の企業庁案件と比較してみると興味深いところであり、こちらは指名競争入札であるが契約金額が比較的高額で落差率が高いため、先ほどの鎌倉市の企業庁の案件と比較すると低いが、工事内容と合わせて入札の実施状況について伺いたい。

(1) 高速液体クロマトグラフ/タンデム四重極型質量分析装置(LC/MS/MS)ほか6件に係る保守管理業務委託ほか2件

【資料により健康医療局から説明】

<質疑>

勝地委員

この3件については設置導入したときの販売代理店のくくりで分けているということだが、保守管理業務を行う上ではそのような仕分けが好ましいということか。まとめてやるとか別の仕分け方もあってもよいと思うが。

健康医療局

経緯を説明させていただきたい。これらの精密機器については非常に専門性が高いものであるため保守点検ができる業者というのは、製品の製造メーカー以外に行うことが非常に難しい状況にある。もともと衛生研究所が十数年前に移転し設置した機械というのは当初はリースで調達していた。その後県の方針で備品の調達については物品購入ということになり、リース契約の場合は保守管理を含めて契約できていたが、物品購入に代わってからは保守については保証期間以降はついていないため、別途保守契約をつけるということになった。最初は保守する件数が少なかったもので個別に対応していたが、だんだんと物件が多くなってきた結果、精密機械だけでもこのような件数であるため保守契約を行う必要が出てきたもの。1件1件対応していると大変な事務量になるということと、今までの実績でも指名競争入札をしていた時でも指名しても購入した代理店以外に応札してくれる業者がいなかったということを勘案し、現実的に代理店以外の業者に応札いただくことが非常に困難であるため、メーカーに対応する代理店ごとの入札ということで整理しているところである。

勝地委員

経緯や発注の形態については理解した。もう1点質問するが、これは毎年1年度ごとに保守管理契約を結んでいるのか。

健康医療局

その通りである。

勝地委員

複数年とかではなく、1年ごとの更新の契約ということですね。

健康医療局

はい、1年ごとの契約である。

勝地委員

契約金額については、最初の装置がいろいろたくさんあったわけだが、経費はどのように積算したのか。

健康医療局

この金額についてはいずれも代理店から参考見積を徴取したものである。

勝地委員

そうすると納入した代理店以外に応札はこれまでなかったとのことなので見積もりを取ったのは1者のみということか。

健康医療局

その通りである。

勝地委員

極めて高度・精密な機械なので特殊な技術が必要だと推測するが、そうはいつでも人件費などはある程度共通する話である。1者のみならず他者複数の見積もりが必要なのではないか。

健康医療局

必要ないということではないが、見積もり依頼をしても応じてもらえるところが今までも実際に1件もなかったことから難しいものと考えている。

勝地委員

承知した。この3件は違う業者が契約しているわけだが、この3件ごとに見積もりを取っているがこの機器の保守管理ということで類似の内容だと思うが3件の中での見積もり額の整合性、横並びといった視点での確認はされているのか。

健康医療局

それぞれ内訳はいただいているので確認している。

勝地委員

この3件で契約金額は対象となる装置の数は違うが、その単価についてはある程度整合は取れているということで理解してよいか。

健康医療局

そのように考えている。

勝地委員

承知した。

石田委員

今のお話だと、この3件は同じような同様の精密機器ではあるが、当初購入した販売代理店がそれ

それぞれ違うと。当初購入したのではない他の代理店は、結局メーカーは一緒なので、そこは入札には参加できないのか。また、結局は販売代理店であるからメーカーに保守管理は依頼するということか。

健康医療局

メーカーに依頼することになる。また、他の代理店も入札には参加できる。ただ、応札がないということである。

石田委員

他の販売代理店も入札には参加できるのにしない、その理由は何なのか。また、メーカーと直接取引はできないものなのか。

健康医療局

メーカーとしては代理店を通して契約をしたいという意向がある。原則は代理店を通して入札して契約するという形をとっている。また、納入した代理店が装置についての情報を詳しく知っているわけであり、それ以外のほかの代理店が参入しようとするすると納入業者が知っている情報の分のコストがかかるため競争したときに勝てる見込みが少ないと思って他者からはなかなか手が上がらないのではないかと推測している。

石田委員

保守管理は結局はメーカーがするので代理店が参加しない理由としてはどうなのかと思うが、まあそういう風に代理店の中で納入した者が保守管理をするという業界の慣行があるのならそれはそれで仕方ないと思う。納入した精密機械についてその作ったメーカーしか保守管理ができなくてその保守管理の発注は最初に納入した販売代理店しかできないというのであれば、入札にしないでよいか。競争入札ではなくて随意契約にした方が契約の実態を適切に反映していると思う。わざわざ来ないのがわかっていて入札にかけるといふ、入札をしているという隠れ蓑じゃないが、きちんとやっているという見せかけになってしまうので1者しか対応できないのであれば随意契約という対応をとった方が契約の実態を適切に反映するのではないかと思う。

荒木委員長

他にご意見あるか。特になければ本件は以上とさせていただきます。

(2) 鉄道を活用した周遊観光促進事業業務委託料

【資料により国際文化観光局から説明】

<質疑>

村瀬委員

いくつかお伺いしたい。このような企画というのはもともと発注業務としてこのようなものを発注するというのはどこから出来上がっているものなのか、予定価格はどう決まったのか伺いたい。

国際文化観光局

経緯であるが、コロナを受けて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「かながわ県民割」という県内の周遊旅行を喚起する事業を2020年（令和2年度）の10月から12月までに実施していた。翌年の2021年度はその地方創生交付金の継続がなかったこと、予算規模として地方創生交付金でないと旅行商品や宿泊施設の割引までできないことから、2020年度の「かながわ県民割」の中でも好評だった鉄道割に特化したものを県単で2021年度にやろうと企画したものである。また、1億1,500万円の算出根拠であるが、県内十数社の鉄道事業者の実際の企画切符の価格を調べ、同時期の予想される観光客の動向を観光庁の統計によりその時期に動くだろう人数から計算して1億1,500万円という数字を算出したものである。

村瀬委員

公募型プロポーザル方式という方式を採用しているが、結論として随意契約になっている、参加要件で①鉄道事業者等との調整能力、②観光や鉄道業界の実情に精通している、③自治体を実施するサリ引き支援事業の実績をとということを満たしているのはここしかないということで随契になっているようだが、これで公募型プロポーザルを通して随契するということはどういう意味があるのか。

というのは資料43ページの審査員の意見を見るとあまり評価しているように見受けられないので、この金額で随契しているのはどうなのかという率直な疑問である。

国際文化観光局

公募型で募集したものなので当初から1者を想定して行ったものではなく、結果としてこの共同企業体1者からの提案があったことから、最終的に1者随契となったものである。なかなか評価が厳しいところは重々承知しているが、特殊な事業であり、広く一般的に行われている事業ではないことから最低要件を満たしているということでこの1者と契約することにした。

村瀬委員

特殊な事業ということだが、各社鉄道会社ではこういう割引の内容はよく見かけるように思うがどういう点で特殊なのか。

国際文化観光局

いくら割引いたらどれぐらいの人が動くとか、この辺の戦略というところである。旅行事業者が企画切符を売るというのは業界的にあまり無く、鉄道会社の直営で売っているというパターンが多いことから、通常はあまり無い商取引だということは言えると思う。

村瀬委員

旅行代理店を通してやることに意味があるという見立てのもとにやるという発注業務ということか。

国際文化観光局

そうである。広く一般の方にお知らせするというところと、商品を企画してもらわなければいけないところからそういうことになる。

村瀬委員

実施には至らなかったということだが、この契約自体はどのような形で終息したのか。

国際文化観光局

事業開始に向けて準備は進めていたが、実施をしようとしていたのが2021年6月から翌年年度末で、コロナの関係で行動規制がかかってしまったということと、またワクチン検査パッケージというワクチンの接種歴と陰性証明が必要となることが観光庁の方から出始めていたころである。企画切符は駅の窓口で売るため、一人ひとりのワクチンの接種歴を確認するというのは困難というところから、準備を進めてはいたが、途中で中止をせざるを得なかったという状況であった。履行されたのはその実施に至るまでのWebページの作成とかキービジュアルの作成というところまでである。

村瀬委員

では契約金額の支払いはどういう形で終わったのか。

国際文化観光局

準備段階でかかったキービジュアルの作成ですとかWebサイトの作成にかかるコストについて支払っている。約300万円となっている。

村瀬委員

承知した。

石田委員

共同企業体ということだが近畿日本ツーリスト以外の者を教えてほしい。

国際文化観光局

代表幹事が近畿日本ツーリストで、その他にはJTB横浜支店、日本旅行、東武トップツアーズ、この4者が共同企業体の内訳となっている。

石田委員

本来であればJTBとか日本旅行、トップツアーズなどがそれぞれ競争するものだが、競争性は働かずみんなで一緒にやろうとなって1者になったというような理解ですかね。実施されなかった事業ということだが、資料の42ページにある審査員について、最初は4名いたけど3名になったという理解でよいか。

国際文化観光局

いえ、これは個人名を消しているもので、構成員としてはもともと3名である。

石田委員

承知した。

大原委員

プロポーザルの審査にかかわることもあり参考までにお聞きしたい。42 ページや審査の実施要項に、平均得点が 54 点を超えない提案は採用しないとあるが、プロポーザルでは通常 60% というのが多いと思うが、この 60 点ではなくなぜ 54 点という細かい点数になっているのか。

国際文化観光局

企画提案書の評価基準の表の中、39 ページの表にそれぞれ良い普通劣るという項目について点がついており、単純に真ん中の「普通」という項目を足しあげたもの。これを少し上回っていないと採用しないということで設定している。

大原委員

承知した。普通は 6 割で設定され、足し合わせても 6 割になると思っているが、15 点満点の項目で 6 割の部分が 9 点ではなく 8 点と指定されているので、そういうところで差が出てきているということだろうか。

国際文化観光局

ここについては何をもちて評価するのか、事前に話し合い 1 項目ずつ細かく設定したもので、足すと委員のおっしゃる通り 6 割にならないが、あくまでここに書いてあること以上をみたしていればということでは私どもとしては形式的には担保しているものと考えている。

大原委員

承知した。一人だけ 54 点を超えているが 60 点を下回る点数をつけているのが見受けられたので、そのあたりを伺いたくこのような質問となった。手続き的には問題ないと。このような時はよく低い点数を入れた方に危惧される点をヒアリングして、議事録に残すことが多いと思うが、本件については低い点数に関しては根拠というか問題点はあまり認められなかったということか、聞くまでもないことかもしれないが。

国際文化観光局

当局ではプロポーザルの案件は多いが、必ず先生方にいただいた意見は条件として、正式に契約に入る前に仕様の再確認をする際に留意して、ここについてはこういう意見がでていけれどもきちんと履行できますよねという確認は必ず行っている。今回についても同様の確認を行っている。

村瀬委員

細かいことであるが、契約書中 23 ページの別添個人情報に関する特記事項という資料があるが、この第 7 条に再委託の禁止条項があり、事前に発注者に再委託をする旨書面で提出し、承諾があれば再委託ができると。この第 7 項を見ると再々委託も同様にできるという形になっているが、昨今自治体から

の個人情報流出が大きな問題となっていることが多く、原則は発注したら受注者自身が自前で仕事をするというのが原則と思うが、こういう再委託や細々委託を想定した契約というのは観光課ではよくあるのか、また、契約については書面によって発注者が承諾した事実があるのかないのか伺いたい。

国際文化観光局

想定としてはあったが、実際に事業自体がなかったため個人情報の取扱い事務は発生していない。

村瀬委員

この契約書はひな形として、別の発注案件でも個人情報の取扱いについてこのような形になっているのか。

国際文化観光局

県として一般的に個人情報を取り扱う可能性があるのものについてはこのような形で規定しているもので事業自体は基本的には再委託は禁止している、特別に県が良いといった場合にのみ承諾するといった形で実施している。

荒木委員長

他に質問ないようですので、次の案件に移る。

(3) 鎌倉市上町屋 794 番地付近配水管改良工事

【資料により企業局から説明】

<質疑>

勝地委員

結果的に5者が興味を示し、2者が辞退、2者が入札書の提出をしなかったということで、1者応札となり、予定価格に近い金額で落札している。工事概要がかなり明確に記載されているので、業者側もある程度正確に設計金額を積算できるという理解で良いか。

企業局

その通りである。

勝地委員

業者に聞かなければ分からないかもしれないが、辞退については、あまり魅力がない工事ということか。

企業局

想像ではあるが、モノレールの事業者との調整など、経験のない事業者にとっては業務量が想定できないため、敬遠されたものと推察する。

勝地委員

資格要件として、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、藤沢市、としているが、このエリアに入札参加可能な業者は何者いるのか。

企業局

入札へ参加申請したのは5者だったが、入札に参加できる者は36者であった。

勝地委員

承知した。

荒木委員長

次の案件に移る。

(4) 相模原市緑区根小屋 1230 番地付近配水管改良工事

【資料により企業局から説明】

<質疑>

村瀬委員

こちらの案件は神奈川県いのち貢献度指名競争入札による入札が行われ、11者の入札参加があり、うまく競争が行われている事例だと思う。いのち貢献度指名競争入札で行うかどうかはどのような基準で決めているのか。また、総合的評価項目のうち、2、5、17を選んでいるが、この3つを選んだ理由を教えてください。

企業局

所内で指名競争事業者の選定会議を開いており、その会議で年間の工事の発注計画や、工事の難易度等を勘案して入札方式を決めている。本件については、いのち貢献度指名競争入札がふさわしい工事として選定されている。

また、評価項目の選定方法であるが、本件では、地域に貢献している企業を選定することとし、2の地域要件、5の社会貢献企業であること、17の公表書に記載した内容を選択した。

村瀬委員

今回、12者のうち11者の応札があったようだが、総合的評価項目の2と5を選択すると何者ぐらいが対象になるのか。

企業局

管工事協同組合津久井支部に属する全12者になる。

村瀬委員

年間の発注件数をみて、どれをいのち貢献度指名競争入札で実施するのかを決める、というお話であったが、どれぐらいの発注件数があって、そのうち、いのち貢献度指名競争入札を何件ぐらい実施して

いるのか教えてほしい。

企業局

令和4年度に公告した案件では、発注件数は全20件であり、そのうち2件をいのち貢献度指名競争入札で実施しており、約1割である。

勝地委員

いのち貢献度指名競争入札を実施するにあたって、インセンティブ、つまり発注者側、受注者側にどのようなメリットがあるのか。

企業局

いのち貢献度指名競争入札の目的は、自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理など、県民のいのちを守る担い手となる地域の建設業者を中長期的に育成、確保するというものである。

今回のような少し難易度の高い工事を施工していただくことで、技術力の向上や担い手の育成につながるものと思っている。そうすることで、企業も成長し、県としても災害時などに大きな助けになると考えている。

石田委員

いのち貢献度指名競争入札は1割実施しているという説明だったが、試行要領に該当する工事が20件中2件だったのか、あるいは他のもあったがその中から2件を選んだのか、教えてほしい。

企業局

金額的なものでは多くの案件が該当しており、その中から上期に1件、下期に1件を選定している。

石田委員

企業局として明文化はされていないが、慣行としてそのようにしているのか。目的に中長期的な育成、確保とあったが、1割というのが適正なのかどうか、考えを確認したい。

企業局

本県では原則として条件付き一般競争入札を実施することとしており、その中で、企業局では、いのち貢献度指名競争入札については概ね1割程度、その他のインセンティブ、社会貢献や優良工事などは概ね2割程度実施することとしており、各発注所属にお願いしている。

石田委員

1割の妥当性については適時見直しをしているのか。

企業局

いたずらに指名競争入札を増やすことは考えておらず、一般競争入札を原則としているのは、競争性や公平性の確保という点で重要だと考えているためである。また、いのち貢献度指名競争入札について

は、全庁的なものであるため、全庁的に見直しの動きがあれば、企業局としても見直していくこととなる。

石田委員

全庁的に1割となっているのはどこが決めているのか。

企業局

部局の状況を参考にし、企業局内も同程度の運用をしている状況となる。

石田委員

いのち貢献度指名競争入札を導入する時に、やるけれども1割程度、という共通認識があったということで、承知した。

以上